湯梨浜町多目的温泉保養施設レストラン使用者募集要項

１．施設所在地

（１）場所

「ゆアシス東郷龍鳳閣」横のレストラン施設（建物の構造：鉄骨造平屋建）

（２）所在地

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字引地５６０番地３　※ＪＲ松崎駅下車徒歩約１０分

（３）レストラン面積

３２９．２５㎡（平面図参照）

・レストランホール　約１８０㎡

（ホール約５０㎡、畳の間【四畳半】６部屋、フローリング【四畳半】２部屋）

・来客用トイレ　男子・女子とも約１８㎡

・厨房　約５３㎡

・食品庫　約９㎡

・配膳室　約６㎡

・事務室（トイレ付）　約９㎡

・駐車場（無料）完備【ゆアシス東郷龍鳳閣と共用】

２．使用期間

使用開始月から令和９年３月３１日（以後双方に異議のない場合は、毎年度更新を行う。）

３．使用料

使用料は月額９０，０００円（消費税等含む）とし、本町が毎月発行する納付書により、納期限までに納付すること。

※事業者の状況により最初の２年間は無料となる場合あり。

４．募集条件

（１）個人又は法人等の代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。

（２）過去１年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

（３）町税等を滞納していないこと。

（４）レストラン経営に必要な資格者の確保、許認可手続きは運営事業者において適切に行うこと。

（５）本町の施設を使用して行うレストラン運営であり、良質な商品を低廉な価格で提供できるよう努めること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員でないこと。

（７）ゆアシス東郷龍鳳閣と連携を図り運営に努めること。

（８）湯梨浜町多目的温泉保養施設設置及び管理に関する条例及び同施行規則を厳守すること。

５．経費負担

（１）電気、ガス、水道、下水道、電話及びインターネットの使用料

（２）ごみ処理、汚物及び塵芥の処理に要する費用

（３）共同施設の使用に要する費用

（４）障子及びふすまの張替え、ガラスのはめ替え、畳、建具、照明器具等の修繕に要する費用

（５）給水栓、その他付帯施設の構造上重要でない部分の修理に要する費用

（６）設備、備品等を新たに設置又は更新する場合における設置・維持補修等及び撤去に要する費用（事前に書面により本町の承認が必要）

（７）店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により本町の承認が必要）

（８）営業に必要な各種手続きに要する一切の費用

（９）その他レストランの使用上、当然使用者が負担しなければならない費用

６．使用条件

（１）厨房設備、備品等

レストランに配置している既設厨房設備等の備品「厨房設備、備品等一覧表」（別紙１）については無料で利用可能とする。

利用する場合は、使用者において動作確認及び洗浄等を行い使用すること。ただし、初期不良及び経年劣化等による故障等について本町は一切修繕等を行わない。また、厨房設備使用に伴い使用者が損害を受けたときにも本町に損害賠償を求めることはできない。

（２）火元責任者の配置

常勤の火元責任者を配置し、従業員も含めて防火管理を徹底すること。

（３）禁煙

レストラン内は終日全面禁煙とする。

（４）営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請､その他法令が定める諸官庁の申請･届出等については、すべて使用者の負担で行うものとする。また、営業に関して必要な許認可につき、開店までにその写しを本町へ提出すること。

（５）衛生管理

使用者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて使用者の責任と負担において対処するとともに、ただちに本町へ報告すること。

また、営業時間中はもちろん、営業時間外においても天変地異、火災、盗難など、本町の責任に帰することができない原因により、使用者が損害を受けたときも本町に損害賠償を求めることはできない。

（６）看板設置等

営業用看板、その他掲示板類の設置並びに宣伝物の内容や方法に関しては、あらかじめ本町の承認を受けるものとする。

（７）その他

その他使用に際し疑義が生じた事項については、本町と使用者が協議するものとする。

７．使用上の制限

（１）使用物件は、最善の注意を持って維持管理すること。なお、レストランの営業以外の用途に供する際は、町と協議するものとする。

（２）使用物件の使用許可に関するすべての権利、義務を第三者に譲渡したり、全部又は一部を第三者に委託し請け負わせたりしないこと。

８．使用許可の取り消し等

本町は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることができる。その場合、当該取り消し又は変更によって生じた損失の補償を本町に請求することはできない。

（１）使用許可の条件に違反したとき。

（２）使用者が不正若しくは不信用の行為をしたとき。

（３）本町に納入すべき使用料の支払いが３箇月以上延滞となったとき。

９．原状回復

使用許可を取り消したとき又は使用許可が満了したときは、使用者の負担において町長が指定する日までに使用物件を原状に回復して返還すること。なお、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において本町が行う。

10. 損害の賠償義務

使用者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は棄損したときは、当該滅失又は棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

また、使用者は、使用許可の条件に定める義務を履行しないために本町に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。

11. 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用を本町へ請求しないものとする。

12. 連帯保証人

行政財産使用許可申請に際しては､連帯保証人１名を記載した書類を町長に提出するものとする。なお、連帯保証人に変更が生じたときは、速やかに同様の手続きを行うものとする。

13. 申込方法

（１）申込必要書類

下記書類を湯梨浜町産業振興課商工観光係宛てに郵送又は持参すること。なお、提出されたすべての書類は、審査結果に関わらず返還しない。また、応募に要する費用は応募者の負担とする。

・レストラン運営申込書（様式第１号）
・レストラン運営計画書（様式第２号）
・湯梨浜町が発行する納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
・税務等関係当局に報告を求めることの同意書（様式第３号）
・証明書類（発行日から３カ月以内のもの）
【法人の場合】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
【個人の場合】住民票

（２）申込期間

毎月の月初めから月末まで

（３）審査について

・申し込みの多寡に関わらず、申込者の選考審査を行う。
・選考審査は、面接・プレゼンテーション（事業計画の説明等）により行う。
①面接日時　別途連絡
②場　　所　別途連絡

（４）審査結果通知

・審査会終了後に通知する。
・審査の経過及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。
・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14. 問合せ先

湯梨浜町役場　産業振興課観光商工室
〒６８２‐０７２３　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留１９番地１
電話：（０８５８）３５－５３８３　　e-mail：ysangyo@yurihama.jp